

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和35年法律第145号						
手続名	薬局開設の許可の更新	根拠条項	第4条第4項						
審査基準	<p>薬局開設の許可は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 当該更新については、「薬局開設の許可」の審査基準に準じて行うものとする。 ただし、構造設備等に変更があった場合には、必要に応じて現地調査を行う。</p>								
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	20日	目次	28の2
							標準経由期間	日	